Press Release

山梨労働局発表 平成26年10月28日

担当	山梨労働局労働基準部監督課 監督課長　上条　訓之 監察監督官　太田良雅美 電話　055－225－2853

食料品製造業等に対する集中監督の実施結果について

山梨労働局（局長 三浦宏二）は、管内3労働基準監督署(*1)において、製造業のうち労働災害の増加率が高い食料品製造業、建設業（建設現場）に対する一斉監督を行いましたので発表します。

山梨県における休業4日以上の労働災害の発生状況は、平成25年は、前年と比べ73人増（増加率10.4%）と大幅な増加に転じ、平成26年においても、8月末時点で465人と前年に比べ47人増（増加率11.2%）であり、2年連続して大幅に増加することが懸念されているところです。特に、製造業については、前年同期と比較し19.1%と最も労働災害が増加し(食料品製造業は12.8%増)、建設業では、前年同期と比較し労働災害が16.4%増加し、死亡災害のうち57.1%（7件中4件）を占めているところです。

山梨労働局では、更なる労働災害発生防止のため、食料品製造業及び建設業(建設現場）に対し、平成26年9月1日～同年同月30日の間、一斉監督を行いました。

食料品製造業については、監督指導(*2)を実施した23事業場のうち、20事業場（違反率 87.0%）に労働安全衛生法違反等が認められました。また、建設業（建設現場）については、監督指導を実施した122現場のうち、68現場（違反率55.7%）に労働安全衛生法違反が認められました。

山梨労働局では、食料品製造業・建設業（建設現場）における労働安全衛生法違反については、死亡災害の発生等重大な事態につながる危険性が高いことから、引き続き、積極的な監督指導等を実施してまいります。

*1 管内3労働基準監督署とは、甲府、都留、鰍沢の3労働基準監督署である。

*2 労働基準監督官が事業場に赴き実地に調査･指導を行うもので、管内状況や各種情報に基づき計画的に実施する監督及び労働災害の発生を契機として実施する監督をいう。労働基準監督官が監督において労働関係法令違反を認めた場合、是正期日を定めて是正勧告書を交付することによりその是正を指導し、是正の報告や再び監督を行うことによりその是正を確認することとしている。

別添１

＜食料品製造業＞

１　監督指導の実施状況

監督実施事業場総数	違反事業場数	違反率
23	20	87.0%

２　主な法令違反の状況

	違反件数（総数）	機械による危険の防止	健康診断の実施	作業主任者の選任等	定期自主検査	その他の安全衛生法違反	労働基準法に関する違反
違反数	157	15	16	6	8	40	72

※1　一の事業場で複数の違反が認められたものもあることから、監督実施事業場数合計と違反数は一致しない。

３　主な違反の態様

事項	主な法令違反の態様
機械による危険の防止	・製造機械の回転軸や歯車等、危険を及ぼすおそれのある部分に、覆い、囲い等の設置を行っていない。 ・製造機械の安全装置、覆い、囲い等について、点検、整備、機能の保持等を行っていない。
健康診断の実施	・毎年1回、定期健康診断を実施していない。 ・雇入れ時の健康診断を実施していない。 ・深夜業務に従事する労働者に対し、年2回、定期健康診断を実施していない。
作業主任者の選任	・酸素欠乏危険作業において、作業指揮や酸素濃度の測定、空気呼吸器等の使用状況の監視等の職務を行う、酸素欠乏危険作業主任者を選任していない。
定期自主検査	・フォークリフト、クレーン等について、定期自主検査を実施していない。
その他（労働安全衛生法違反等）	・フォークリフトの運転業務を、技能講習を修了していない者を就かせている。
その他（労働基準法違反等）	・労働契約締結の際に、賃金・労働時間等の労働条件を書面交付により明示していない。 ・労使協定の締結・届出なく法定労働時間（１週40 時間又は１日８時間）を超えて労働させている。

別添 2

＜建設業（建設現場）＞

1　監督指導の実施状況

	監督実施現場総数	違反現場数	違反率
土木工事	94	44	46.8%
建築工事	25	22	88.0%
その他工事	3	2	66.7%
合計	122	68	55.7%

2　主要事項別違反現場数

	違反現場数合計	土木	建築	その他	違反率	土木	建築	その他
安全衛生管理体制	26	15	10	1	21.3	16.0	40.0	33.3
車両系建設機械	19	18	1	0	15.6	19.1	4.0	0
墜落・転落、足場等	21	12	7	2	17.2	12.8	28.0	66.7
その他	20	9	11	0	16.4	9.6	44.0	0

※1　一の現場で複数の違反が認められたものもあることから、合計と違反現場数は一致しない。

※2　違反率は、監督指導実施現場数からの比率。

3　主な違反の態様

事　　項	主な法令違反の態様
元方事業者の講ずべき措置	・元方事業者が関係請負人に対し、労働安全衛生法に違反しないよう必要な指導を行っていなかった。
墜落・転落、足場等	・高さ2メートル以上の足場に、手すり、中さん等、足場の種類に応じた墜落防止措置を講じていなかった。 ・開口部付近で安全帯を着用せず作業を行っていた。
車両系建設機械	・車両系建設機械の接触のおそれのある箇所に労働者を立ち入らせて作業をさせていた。
その他	・高さ５メートル以上の足場の組立の作業を行う場合に、作業の進行状況を監視する等の職務を行う、足場の組立作業主任者を選任していなかったこと。 ・粉じん作業場で防じんマスクを着用していない。 ・作業場に通じる場所に安全な通路を設けていない。